

宮城県公報

発行
宮城県 (総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○国土調査の成果の認証	一	(地域復興支援課)
○有害図書類の指定	二	(共同参画社会推進課)
○県営土地改良事業計画の縦覧	二	(農村振興課)
○保安林の指定の予定(四件)	二	(森林整備課)
○保安林の指定の解除の予定	四	(同)
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	四	(水産業振興課)
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	四	(都市計画課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	四	(同)
○土地改良区役員の就任の届出	四	(仙台地方振興事務所)
○土地改良区役員の退任の届出	五	(北部地方振興事務所)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	五	(環境対策課)
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示	五	
○包括外部監査結果に関する報告の公表	五	
○包括外部監査人の監査の事務の補助	五	

告 示

○宮城県告示第三百八十四号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

1 調査を行った者の名称 大崎市	1
2 調査を行った時期 平成二十一年度から平成二十四年度まで	2
3 成果の名称 大崎市の地籍図及び地籍簿	3
4 調査を行った地域 大崎市古川北宮沢字朴木欠丙、同字乙西久保、同字浦沢の一部	4
5 認証年月日 平成二十五年四月十七日	5
1 調査を行った者の名称 大崎市	1
2 調査を行った時期 平成二十二年度から平成二十四年度まで	2
3 成果の名称 大崎市の地籍図及び地籍簿	3
4 調査を行った地域 大崎市古川北宮沢字二反田、同字新浦ノ沢、同字浦沢の一部	4
5 認証年月日 平成二十五年四月十七日	5
1 調査を行った者の名称 大崎市	1
2 調査を行った時期 平成二十三年度から平成二十四年度まで	2
3 成果の名称	3

大崎市の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

4 大崎市古川清水沢字新接沢、古川清滝字清滝表の一部
5 認証年月日

平成二十五年四月十七日

○宮城県告示第百八十五号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十五年四月二十三日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	miniシユガル 2013 5月号	(株)秋水社
二	雑誌	18425105 週刊実話サ・タブー 5月11日号 2032715/11	(株)日本ジャーナル出版
三	雑誌	エキサイタータブー! 2013 SPRING	(株)サン出版
四	コミック	G 60532108 Sの本能Mの恋情 47651149	(株)ジュネット
五	コミック	一棒五穴く私を選んでね 57627104	(株)竹書房
六	雑誌	世界の拷問・処刑事典 ISBN9781410514049551	(株)学研パブリッシング
七	雑誌	まんが告発!非道いお仕事 暴力を貪る悪の錬金術 53453140	(株)コアマガジン

二 指定理由

図書類の内容が、一から五までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、六の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し、七の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営三ヶ内地区土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることが出来る。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することが出来る。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月二十三日から平成二十五年五月二十四日まで

三 縦覧場所

大和町役場

○宮城県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

仙台市泉区福岡字山下二七の一、二九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下二七の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒松倉西山三〇の二二二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西山三〇の二二二（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

牡鹿郡女川町鷲神浜字向山一七の一、一八の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

東松島市矢本字上沢目一三三の一、一三三の二、一四五の一、一五〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町浅生原字原二二の七、三三の八、字上大沢七九の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第三百九十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十五年四月二十三日から平成二十五年五月七日まで縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 本吉郡南三陸町戸倉字折立 二 佐藤 眞 本吉郡南三陸町志津川字平 貝百九十二	加入区 志津川町加 入区	漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称 宮城県漁業協同組合	縦 覧 場 所 本吉郡南三陸町志津 川字袖浜四十五の一 番地 宮城県漁業協同組合 志津川支所
---------	------------------------------------------------------------------	--------------------	------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

高橋 源一

○宮城県告示第三百九十三号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地区画整理事業

2 名称 魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百九十四号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

登米都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月二十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名

平成二十五年三月二十九日	佐藤 長 市	仙台市青葉区芋沢字宅地五十七番地	理 事
--------------	--------	------------------	-----

○宮城県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西向土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 宮 崎 博 之

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年三月十五日	鈴木 秀 一	栗原市栗駒岩ヶ崎四日町二十二番地	監 事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十五年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年四月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 二千八百八十七万五千円（消費税及び地方消費税を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年三月二十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一東北厚生年金病院の項を削る。

別表第一の二介護老人保健施設グリーンフィールズ柳生の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十五年四月二十三日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人菅 博雄から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成25年 4月23日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 野 進
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
平成25年 4月23日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 野 進
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
-----	-----

井 口 立 和 仙台市宮城野区銀杏町6番5号 マゾン・ザイスタリ101
高 橋 克 明 仙台市宮城野区五輪1丁目3番25-1309号
伊 藤 宏 平 仙台市青葉区柏木2丁目1番10号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成25年 4月24日から平成26年 3月31日まで